

(令和2年第1回豊中市伊丹市クリーンランド議会定例会)

【ごみ処理経費について】

(一問目)

議案第2号 令和2年度豊中市伊丹市クリーンランド予算について伺います。
ごみ処理経費について伺います。豊中市伊丹市クリーンランドでは、平成24年3月にリサイクルプラザが、平成28年3月に新ごみ焼却施設が、それぞれ竣工しています。そこで伺いますが、新ごみ焼却施設の竣工前後で可燃ごみの処理経費がどうなっているのか、教えて下さい。同様に、リサイクルプラザの竣工前後で、不燃ごみや再資源ごみ等の処理経費がどうなっているのか、教えて下さい。また、それぞれの増減の理由を教えて下さい。

<答弁>

可燃ごみの処理経費につきましては、新ごみ焼却施設竣工前の平成26年度が16億7817万3千円で、平成30年度は14億4566万6千円となっております。また、不燃ごみや再資源ごみ等の処理経費につきましては、リサイクルプラザ竣工前の平成23年度が3億5184万円で、平成30年度は5億3906万6千円となっております。

それぞれの増減理由でございますが、可燃ごみは新焼却施設稼働にあたり、職員数を削減したことが経費減少の主な要因となり、不燃ごみや再資源ごみ等の処理経費が増加している主な要因については、ペットボトルやプラスチック製容器包装、びん類の搬入量が増えたことに加え、新たな処理品目として缶類の選別作業を開始したことによるものです。

(意見・要望)

ごみ焼却施設については、建て替えたことにより、建て替え前に比べ、少ない職員数で稼働が可能となり、2億数千万円の経費の削減につながっています。更に経費の削減だけでなく、新ごみ焼却施設は高効率発電により、建て替え前に比べ、売電収入が約7億円も増えており、両市民にとって、喜ばしい結果となっております。一方、リサイクルプラザは建設したことにより、クリーンランドに搬入されるごみ種が増え、人件費の増加などにより経費が約1億9千万円も増加しており、市民にとっては分別の手間は増えるは、税金の負担も増えるはと、かなり残念な結果となっております。しかも、不燃ごみや再資源ごみ等の処理経費は、リサイクルプラザ竣工以降、増加し続けており、処理経費の経年推移を見るだけでも、現行のリサイクル行政の非合理性は明らかで、政策転換が必要であるとあらためて意見しておきます。

【プラスチック製容器包装の処理について】

(一問目)

プラスチック製容器包装の処理について伺います。昨年度、クリーンランドに搬入されたプラスチック製容器包装の搬入量は約5200トン、一方で、可燃ごみとして焼却処理されたプラスチック・ゴム類は約27000トンと想定されると、決算審査の答弁でありました。来年度、想定されているプラスチック製容器包装の搬入量とプラスチック・ゴム類の焼却量を教えて下さい。また、昨年度の実績からすると、クリーンランドへ搬入されたプラスチック製容器包装の8割強が、容器包装リサイクル協会に搬出され、さらにその約66%が再商品化された訳ですが、来年度も同程度の再商品化率、再商品化量になると想定されているのか、教えて下さい。

<答弁>

令和2年度に、クリーンランドへ搬入されるプラスチック製容器包装の計画量は、約5,600トンと見込んでおります。次に、クリーンランドに搬入されるプラスチック類とゴム類の焼却予測量は、約27,000トンと見込んでおります。

プラスチック製容器包装の搬出は、容器包装リサイクル法に基づき、日本容器包装リサイクル協会に委託することになっており、制度の改正や処理方法の大幅な見直し等が行われない限り、令和2年度も同程度の再商品化率、再商品化量になると想定しております。

(二問目)

決算審査では、「プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法で再商品化のシステムが確立しているが、プラスチック製品についてはシステムが確立されていないため、廃棄物処理の優先順位に従い、焼却処理して熱回収している」との答弁がありました。それでは伺いますが、確立しているというプラスチック製容器包装の再商品化システムとは何でしょうか。システムの工程、各工程における責任や役割の所在、金銭面及び物理面の負担の所在、再商品化されたものの利用状況などを詳しく教えて下さい。さらに、このシステムの経済的な持続可能性についての見解も合わせて教えて下さい。

また、プラスチック製容器包装は、どれだけ市民が分別に協力しても、何のインセンティブやメリットもないこと、一方で、分別適合率が90%を超えてきた現状においても、容器包装リサイクル協会からは、不適合物の混入を指摘されていることがこれまでの質疑で明らかになっています。ちなみに、容器包装リサイクル協会におけるプラスチック製容器包装のリサイクル率は未だに約66%に留まっています。更に、このシステムを維持するために、毎年、2億円を超える財政負担を両市民は強いられている訳で、これの一体どこが、確立されたシステムと言えるのか、明確な答弁を求めます。

さらに、決算審査の際に、プラスチック製容器包装の処理経費の削減や収支赤字の改善策を伺いましたが、それに対して、「プラスチック製容器包装のリサイクルプラザへの搬入量が減ることにより処理経費は減少する」との答弁がありました。そうであれば、プラスチック製容器包装をリサイクルプラザに搬入しなければ、処理

経費は大幅に減少できるのではないかとと思いますが、見解をお聞かせ下さい。もしくは、それ以外の方法で、処理経費を減少させる方策をお持ちであれば教えて下さい。

参考までに伺いますが、容器包装リサイクル法による再商品化のシステムは確立していないとして、現行の処理手法から離脱して、独自でプラスチック製品同様に、焼却処理して熱回収した場合、国からの何らかの法的、財政的ペナルティーがあるのでしょうか教えて下さい。さらに、プラスチック製容器包装の分別収集は、環境負荷低減を目指した両市の施策との答弁を繰り返されてきました。にもかかわらず、プラスチック製容器包装を現行のように分別収集し、容器包装リサイクル協会に搬出し、リサイクル業者等がリサイクルするために排出される温室効果ガスの総量は把握されていませんが、それで、どうして、プラスチック製容器包装を現行の手法で処理した方が、焼却処理した場合よりも環境負荷の低減につながると言い切れるのでしょうか、教えて下さい。分別の手間や税負担を求めている両市民に対して、現行の手法で処理した場合と、焼却処理した場合で、どれだけ環境負荷の低減につながっているか明確な数値を示すべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

容器包装リサイクル法では、消費者が分別排出、市町村は分別収集と選別保管、事業者は再商品化を行うことが定められています。各行程における責任の所在や役割分担につきましては、分別排出の行程では消費者に物理的負担、分別収集と選別保管の工程では市町村に金銭面と物理面の負担、再商品化行程では事業者金銭面の負担となっています。再商品化された品目の利用状況については、容器包装リサイクル協会による平成30年度のデータから、プラスチック製容器包装が再商品化製品された内訳は、プラ原料が43.4%、高炉還元剤化が6.4%、コークス炉科学原料化が39.0%、ガス化が11.2%となっております。容器包装リサイクル法上、市町村の分別収集と選別保管に係る経費は、それぞれの市町村が負担することとなっています。容器包装リサイクル法では、生産者が製品の生産・使用段階だけではなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う「拡大責任者責任」の考え方が導入され、消費者は容器包装廃棄物を分別排出、市町村は分別収集、生産者はリサイクルの責任を負い、生産者などの費用負担によって、再び製品としてリサイクルする仕組みがすでにできています。この「容器包装リサイクル法」に基づき、プラスチック製容器包装については、分別排出、分別収集を行っているものです。なお、経費面につきましては、こうしたシステムの運用のみならず、ごみの処理に係る経費全般のコスト削減に努めてまいりたいと考えております。プラスチック製容器包装の処理経費の低減については、プラスチックの排出抑制をめざす中で、レジ袋の削減や簡易包装の実施などの取組みを通じて、市民、事業者がごみを減らすという意識の醸成を継続して行うことが重要と考えています。このことによりプラスチックを含めごみの発生抑制に努め、リサイクルプラザへの搬入量を低減させていくことが効果的であると考えております。プラスチック製容器包装を独自処理した場合の、国からのペナルティー等はありません。

プラスチック製容器包装を現行の手法で処理した場合と、焼却処理した場合の環境

負荷の低減効果につきましては、環境省から示されている CO2 排出量の比較では、リサイクルルートで搬出、資源化される場合には、プラスチック製容器包装を焼却し、熱回収した場合に比べて、プラ 1 トン当たり 0.99 トンの低減効果があるとされています。

両市の市民の皆さんへはプラスチック製容器包装の分別処理による CO2 排出量削減効果についての情報提供を行い、引き続きプラスチック製容器包装の適切な排出にご協力を求めてまいります。

持続可能な地球環境を将来世代につなぐうえで、プラスチック製廃棄物の環境負荷を、再資源化により可能な限り低減することが現在世代の責務であります。本事業は、「容器包装リサイクル法」のほかにも「循環型社会形成推進基本法」「プラスチック資源循環戦略」など国の方向性をふまえ、両市の施策として両市議会とクリーンランド議会の理解と承認を得て、取り組むべき事業と位置づけられており、クリーンランドは施策実現の一翼を担っております。

その過程で、再資源化にかかるコストが発生いたしますが、それを障害者の就労促進に活用することで、地域共生社会や社会的包摂の実現にも寄与しているところです。このような点において、両市とクリーンランドの三者は、本事業が SDGs における「経済」「社会」「環境」を統合して持続可能な未来を築く考え方にも合致しているものと考えております。

一方、プラスチック製廃棄物が及ぼす環境負荷、その処理に要する様々な負担に対する最終的な解決策は、プラスチック製品の生産・使用そのものを抑制していく、住民の皆さんの生活スタイルにまでさかのぼっての見直しです。これは社会的な取り組みの一つであり、行政が率先して姿勢を示しつつ、中長期的な視野で取り組んでいく必要がございます。これらのことから、クリーンランドといたしましては、引き続き両市の施策にもとづき、両市議会のご理解をいただきながら、プラスチック製容器包装の適切な再資源化を進めてまいります。

(意見・要望)

一問目の答弁で、「プラスチック製容器包装の搬出は、容器包装リサイクル法に基づき、日本容器包装リサイクル協会に委託することになっており、制度の改正や処理方法の大幅な見直し等が行われない限り、令和2年度も同程度の再商品化率、再商品化量になると想定しております。」と述べられました。クリーンランドとしては、両市からの指示に従って、適切に処理しているということかと思いますが、先程の答弁を聞いていて、両市が全く問題意識を持たれていないとすれば、そのことが非常に問題だと思えます。制度の改正や処理方法の大幅な見直しが行われる見込みは今のところありません。そうであれば、来年度も同程度の再商品化率、再商品化量になるとのことですが、容器包装リサイクル協会に搬出したプラスチック製容器包装のうちの約66%しか再商品化されておらず、さらにそのうちの43.4%しか、製品プラスチックとして再商品化されていません。つまり、両市民が手間をかけて分別排出し、両市が多額の税金を投入して、クリーンランドに搬入し、手選別して容器包装リサイクル協会に排出しているプラスチック製容器包装のわずか約28%しかマテリアルリサイクル(再製品化)されていないこととなります。先ほどの

答弁で、「容器包装リサイクル法では、消費者は容器包装廃棄物を分別排出、市町村は分別収集、生産者はリサイクルの責任を負い、生産者などの費用負担によって、再び製品としてリサイクルする仕組みがすでにできています。」と述べられましたが、全体の3割にも満たない再製品化率からすると、再び製品としてリサイクルする仕組みは出来ているとは到底言えません。加えて、経費面についても持続可能な仕組みにはなっていないことが明白です。平成24年度のリサイクルプラザ竣工後のプラスチック製容器包装の終始差益は、約2億2千万円の赤字収支が続いており、平成30年度までの7年分の総額で約15億円の血税が投入されてきました。プラスチック製容器包装の処理経費を減らすには、搬入量を抑制するしかないようですが、プラスチック製容器包装の搬入量は増加傾向で、来年度も今年度より増加する見込みをされておられるように、搬入量を抑制する術を両市ともに持ち合わせていません。結論として、現在のプラスチック製容器包装の処理方法は、容器包装リサイクル法上は適切に行われていると言えるかもしれませんが、プラスチック製容器包装を独自処理しても、国からのペナルティー等はない訳ですし、現行の処理方法を止め、プラスチック製容器包装をリサイクルプラザに搬入せず、プラスチック製品同様に焼却処理し熱回収、いわゆるサーマルリサイクルを独自に行った方が、両市民にとっても、両市にとってもメリットが多く、あらためて早急な政策転換を市に強く求めておきます。

最後に、プラスチック製容器包装を現行の手法で処理した場合と、焼却処理した場合の環境負荷の低減効果について、答弁がありました。答弁された内容は、環境省が示している容器包装リサイクル協会で処理されているプラスチック製容器包装全体でのデータで、豊中市伊丹市に係るものだけでの比較ではありません。その点を度外視したとして、環境省のデータについて述べさせて頂くと、リサイクルルートで搬出、資源化される場合には、プラスチック製容器包装を焼却し、熱回収した場合に比べて、プラ1トン当たり0.99トンのCO₂低減効果があるとのことですが、正直、プラ1トン当たり0.99トンのCO₂低減効果があると言われても、その規模感が全く分かりません。両市民に、プラスチック製容器包装の分別処理によるCO₂排出削減効果についての情報提供を行っていくとのことでしたが、このデータを伝えて、市民にどのような意義、効果があるのか疑問です。

ちなみに、昨年度の決算審査で、財政面での比較については、昨年度のプラスチック製容器包装の収支赤字が約2億1600万円で、もし、焼却処理していた場合、約4900万円で処理できていたことを示し、処理経費としては1億6700万円もの差があると指摘しました。この約1億6700万円の処理経費の差とプラ1トン当たり0.99トンのCo₂削減効果がどのくらい大きな効果なのかがよく分かりません。あらためて、莫大な税金の支出に見合った環境負荷の低減効果なのか否かを判断しやすい指標を示していただくことを要望しておきます。

【手選別業務の委託料について】

(一問目)

リサイクルプラザの手選別業務の委託料について伺います。来年度の予算額と、今年度の差について教えてください。

<答弁>

リサイクルプラザで手選別を行っている品目の運營業務委託料につきましては、プラスチック製容器包装の運營業務委託料は、来年度予算額2億2060万1千円で、今年度との差につきましては、110万7千円の増となっております。

ペットボトルの運營業務に係る委託料は、来年度予算額5067万4千円で、35万円の増となっております。

缶類の運營業務に係る委託料は、来年度予算額5196万3千円で、35万6千円の増となっております。

びん類の運營業務に係る委託料は、来年度予算額4663万1千円で、29万3千円の増となっております。

(二問目)

両市の環境部及びクリーンランドの啓発と両市民の協力により、クリーンランドに搬入される再生資源ごみの適合率は、向上してきていると認識していますが、にも拘らず、手選別業務の委託料が上がる理由を教えてください。

<答弁>

次年度予算で、各資源化品目の運營業務委託料が上がる理由につきましては、主に消費税の増税によるものです。クリーンランドに搬入される再生資源ごみの適合率が、リサイクルプラザの運營業務委託料に影響を及ぼすことはありません。

(意見・要望)

クリーンランドに搬入される再生資源ごみの適合率が、リサイクルプラザの運營業務委託料に影響を及ぼすことはないとのことでしたが、かなりショックな答弁でした。両市の環境部及びクリーンランドの啓発と両市民の協力で、プラスチック製容器包装の適合率は90%を超えるようになってきました。しかし、適合率を高めても、特段の経費削減に繋がるわけではなく、市民にとって何のメリットもないということです。しかも、どれだけ市民が分別に協力し、更には多額の税金を投入して手選別をして、品質の高いプラスチック製容器包装をリサイクル協会に搬出しても、そのうち、再製品化されるのは、3割にも満たないということであれば、ほんと、割の合わない手間と税負担を市民は強いられているとしか言いようがありません。この点からも、現状の容器包装リサイクル協会を介してのプラスチック製容器包装の処理方法は見直す必要があるとあらためて意見しておきます。

【剪定枝の再資源化について】

(一問目)

剪定枝の再資源化について伺います。来年度の剪定枝のチップ化に関する予算額を教えてください。昨年度、クリーンランドに搬入された剪定枝約7000トンの大半を、1トンあたり約9600円で焼却処理し、約2.3%の約160トンのみを、1トンあたり約87800円でチップ化していたことに対して、決算審査で問題提起しました。財政負担、費用対効果を考えると、約1400万円もの多額の税金を投入している剪定枝のチップ化事業は止め、税金をもっと有意義に使うべきではないかと思いますが、あらためて見解をお聞かせ下さい。確認のために伺いますが、平成24年までは、剪定枝のチップ化事業は行われていませんでしたが、両市の土壌改良材は製造されていた訳ですので、チップ化事業を止めても、土壌改良材の原料となるチップを入手することは可能と考えますが、見解をお聞かせ下さい。しかも、チップを購入した方が、安価で済み、堆肥化事業の経費削減にもつながり、両市にとってもメリットがあると考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

令和2年度の剪定枝チップ化事業に要する予算額は、約1460万円でございます。剪定枝チップ化事業は、両市の施策である剪定枝堆肥化事業の一環として実施される事業であり、循環型社会形成推進基本法や資源有効利用促進法などに定められた理念に則り、行政の率先した取り組みとして再資源化を行い、資源循環の啓発などに活用することで循環型社会を推進することを目的で実施しているところです。クリーンランドとしましても、環境学習メニューとして取り組みを進めております。併せて、街路樹の剪定枝葉を堆肥化することにより、両市の一般廃棄物の焼却量の削減にも寄与することから、費用面のみを考慮して本事業を廃止することはできないと考えております。

(二問目)

剪定枝のチップ化事業については、事業の効果指標が明確に定められてはいないと、決算審査の際にご答弁がありました。1400万円もの多額の税金を投入して行うことが妥当か否かの判断をするための、この事業の評価指標を明確にすべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

剪定枝のチップ化事業の評価指標につきましては、施設見学者へのアンケートの中で、同事業の認知度を調査しており、その調査結果が剪定枝チップ化事業の評価指標に繋がると考えております。今後も認知度の向上を図るため、クリーンランドフェスティバルや展望フロア一般開放デーをはじめ、多くの市民にご来場いただける機会を設けてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

剪定枝チップ化事業の環境学習としての効果は極めて小さいと思います。また、両市の一般廃棄物の焼却量の削減にも寄与するとのことですが、1400万円もの税金を投入してまで、極々一部の剪定枝をチップ化する必要性は乏しく、事業としての費用対効果は極めて低いと思います。費用面のみを考慮して本事業を廃止することはできないとのご答弁でしたが、費用面のみではなく、事業効果も考慮するからこそ、廃止すべきとあらためて意見しておきます。その上で、いくらクリーンランドがこの事業を続けたいと思っても、両市の堆肥化事業において必要となるチップをクリーンランドから入手することを見直せば、これほどの税金の支出は抑制させることが出来るわけですし、クリーンランドからのチップよりも安価にチップを入手できれば、堆肥化事業における堆肥の原価も下げることが可能になり、両市にとってはメリットがあると思いますので、ぜひ、両市の環境部は、現行よりも安価にチップを入手する方法を積極的に模索して頂きたいと強く要望しておきます。

【ごみ処理施設使用料について】

(一問目)

予算の概要P. 4にごみ処理施設使用料が記載されていますが、ここに記載されている令和2年度の使用料収入は、来年1月から先送りとなった施設使用料の改定を加味した金額になっているのでしょうか。改定時期が当初予定されていた令和2年4月から、令和3年1月に先送りされた場合、令和2年度における効果額の減少額が約9千万円と伺っていました。そうすると、9か月で約9千万円の効果ということは、1か月で約1千万円の効果があるということになり、今年度と来年度のごみの搬入量が全く同じであれば、来年1月から3月の3か月で約3千万円の使用料の増加が見込まれますが、実際には、来年度の使用料は今年度とそれほど差がありません。その理由を教えてください。

<答弁>

ごみ処理施設使用料の改定に伴う歳入増につきましては、令和3年1月から3月までの3か月分の効果を見込んでおりますが、一方、両市からの令和2年度ごみ搬入計画量が、前年度より減量の見込みとなっていることを加味した結果、ごみ処理施設使用料の歳入予算額は微増になっています。

(意見・要望)

ごみ処理施設使用料の改定時期が令和3年1月に先送りされたことは、未だに不服ですが、今後、豊中市の公の施設の使用料に関する指針に基づき、4年ごとに処理経費と施設使用料のかい離がないか検証していかれるとのことですが、検証だけでなく、かい離があれば、適宜、迅速に改定を行うことをあらためて求めるとともに、今回のように改定が必要と判断したにもかかわらず、改定時期が先送りされ、両市民が不要な税負担を強いられるようなことは決して起こさないことをあらためて強く求めておきます。

【職員体制について】

(一問目)

予算説明書P. 45の職員数を見ると、令和2年度は、定数内職員が77人、定数外の職員が18人となっています。昨年度より、職員数が4名減少していますが、その要因を教えてください。予算説明書P. 49を見ると、職員77人のうち、一般行政職が76人、技能労務職が1人となっています。いずれは、一般行政職のみになっていくのか、今後の職員定数の増減の見込みも含め職員定数の適正化や適正配置に関する計画があれば、教えてください。

また、昇給に係る職員数は前年度より減るものの、全職員に占める昇給に係る職員の割合は増えていますがその理由と、号給数別内訳で見ると、大半の方が4号給で、一部の方が3号給となっていますが、昇給や号給の決定方法を合わせて教えてください。

<答弁>

職員数の4名減少の要因につきましては、跡地の整備事業が一定完了することに伴い、現行の周辺整備課を廃止するとともに、令和2年度からは、ひろば・駐車場の運営管理を新たに実施することに伴い、「組織機構及び人員配置」を見直すことによるものでございます。また、職員定数の適正化や適正配置計画につきましては、施設の安定稼働を第一に多様な雇用形態を活用しながら、最も効率的、効果的な職員体制の構築に引き続き努めてまいります。

次に全職員に占める昇給に係る職員の割合が増えている要因につきましては、合計職員数が令和元年度と比較して4名減少しておりますが、一方で昇給に係る職員数は、1名しか減少していないことにより、割合として増加したものです。また、昇給や号給数の決定方法につきましては、豊中市の昇給制度の決定方法に基づいており、予算説明書に記載の令和2年度の号給数内訳における3号給の主な対象職員は、管理職職員となり、4号給は、管理職職員以外の一般職員であります。

(二問目)

予算の概要P. 1の予算編成の重点事項1)の中で、安定的な施設運営を担えるよう、職員の技術・技能の習熟度や技術力のさらなる向上と人材育成に取り組むとあります。職員の技術や技能の習熟度や技術力の向上度合いを加味して、昇給の際の号給に反映させることは、出来ないでしょうか。これまでにも、各種の資格保有職員の高齢化や、資格取得の難易度に加えて、資格取得を目指される方の負担の大きさに比べて、インセンティブがあまりないといった課題を指摘してきましたが、資格取得なども号給に反映させていくことで、一定のインセンティブが働き、モチベーションの向上につながるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

職員の昇給時の号給数によるモチベーションの向上の取組みにつきましては、豊中市人事評価制度に基づいて、職員一人ひとりの技能や技術力、職務等を通じて

育て、能力を最大限に引き出し、発揮された技能・技術力等を適切に評価し、評価内容を昇給時の号給数へ反映することにより、職員のモチベーションの向上が図られているものと考えております。今後も引き続き、多種多様な業務に従事できるよう、資格、免許の計画的な取得の支援や新たな課題等に対しての果敢にチャレンジする経験や機会を通じて、ともに成長する職員の人材育成に取り組んでまいります。なお、資格の取得については、職務に対する意欲の高揚を図るため、費用の助成等を行う支援制度を設けております。

(意見・要望)

昇給や号給数の決定方法は、豊中市の昇給制度の決定方法に基づいているとのことでした。さらに、職員の昇給時の号給数によるモチベーションの向上の取組みについては、豊中市人事評価制度に基づいて、技能・技術力等を適切に評価し、評価内容を昇給時の号給数へ反映することで、職員のモチベーションの向上が図られているものと考えているとの答弁がありました。しかし、実際には、管理職職員の昇給はみんな3号給、管理職職員以外の55歳未満の一般職職員はみんな4号給となっており、インセンティブがそれほど働いているようには思いません。豊中市の人事評価制度、昇給制度を見直さなければ、出来ないことなのかもしれませんが、各種の資格保有職員の高齢化や、資格取得の難易度、資格取得を目指される職員の負担の大きさなどの課題はクリーンランドの職員の方々にはほぼ共有認識されているはずで、その課題解消の一つとして、資格取得などを号給に反映させ、一定のインセンティブが働き、モチベーションの向上に繋げていくことも、ぜひ、豊中市とともに検討して頂きたいと要望しておきます。

【ひろばオープニングセレモニーについて】

(一問目)

議案参考資料P. 3に委託料に関する細節があり、その中の共通経費勘定のひろば管理費の業務として、ひろばオープニングセレモニー支援業務があります。現時点で、想定されているひろばオープニングセレモニーとはどういったものなのか、企画や立案、運営等は誰が担うのか、セレモニーを実施することで期待される効果などについて詳しく教えて下さい。また、委託を予定しているオープニングセレモニーの支援業務とはどういったものなのか合わせて教えて下さい。

<答弁>

ひろばのオープニングセレモニーにつきましては、令和2年度の秋頃にひろばの内覧も兼ねて市民の方々にもご参加いただけるオープニングセレモニーを検討しています。現時点では、地元団体等の近隣住民の方々、クリーンランド議員、両市関係者等を来賓として招く予定です。企画や立案、運営等はクリーンランドが主体となって実施します。また、期待する効果としましては、より多くの方にクリーンランドやひろばを知っていただき、再び足を運んで実際に利用してもらうこと、施設見学や環境学習への参加に繋がるものと考えています。最後に支援業務の内容としましては、案内状等の作成や当日の会場設営撤去及び司会進行等を予定しています。

(意見・要望)

オープニングセレモニーを開催することは否定しませんが、企画や立案、運営をクリーンランドが主体となって実施するのであれば、業者に委託料など支払わず、当日の会場設営撤去や司会進行等も含めて、クリーンランドで実施すればよいのではないのでしょうか。クリーンランドの職員だけで難しければ、両市の職員や両市民にボランティアを募るなど、身の丈に合ったセレモニーの開催を求めています。

また、オープニングセレモニーを実施することで期待される効果の中で、より多くの方にクリーンランドやひろばを知っていただき、再び足を運んで実際に利用してもらうこととのことですが、セレモニーに招待予定の人は、既にクリーンランドを知っている人が多いでしょうし、逆に、再び足を運んで実際に利用してほしい方、一般のファミリー層や子どもたちを招くわけではありませんので、その点からも、それほどお金をかけて開催する必要はないのではないかと指摘しておきます。さらに、今後、ひろばで環境学習に繋がる取り組みを検討されているようにも伺いましたが、くれぐれも剪定枝チップ化事業のように不必要なお金をかけて実施するような事業は止めて頂きたいと意見しておきます。